

公共交通を中心としたライフスタイル形成に向けた普及啓発コンテンツ作製業務（再公告）

質問に対する回答

	質問	回答
仕様書	<p>4 事業の概要</p> <p>(1) マンガ・イラスト冊子の作製</p> <p>「地域公共交通の有識者や経済・金融の専門家(ファイナンシャルプランナー)などの監修を受けること」とあるが、想定している監修者はいるか。</p>	<p>県において想定している監修者はいません。監修者として、適切な方を選定してください。</p>
	<p>4 事業の概要</p> <p>(1) マンガ・イラスト冊子の作製</p> <p>「公共交通を中心としたライフスタイルの多面的な効果を、各項目につき2ページで構成すること」とあるが、「各項目」は(2) 対象者(ターゲット)の(例)に記載されている内容をもとに提案してもよいか。</p> <p>もし「公共交通を中心としたライフスタイルの多面的な効果」を事業者側が調査し、提案する必要があるかご教示願いたい。</p>	<p>(2) 対象者(ターゲット)の(例)に記載した内容をもとに提案いただいて構いません。</p> <p>これ以外に、「公共交通を中心としたライフスタイルの多面的な効果」として、事業者側で調査し、追加提案するものがあれば、プロポーザルの中で具体的に提案してください。</p>
	<p>(別紙) 特設ウェブサイト構築業務事項</p> <p>1 業務の内容</p> <p>「本県公式 SNS での発信とウェブサイトがスムーズに連動できるようにすること。」は各 SNS の閲覧者が特設ウェブサイトへスムーズに遷移し、ウェブサイトのコンテンツを閲覧できるようにするという理解で間違いはないか。</p>	<p>その理解で間違いありません。</p>
	<p>(別紙) 特設ウェブサイト構築業務事項</p> <p>1 業務の内容</p> <p>特設ウェブサイトのコンテンツについて、冊子の内容と同じものを閲覧できるようにするという理解でよいか。</p>	<p>その理解で間違いありません。</p> <p>ただし、ウェブサイトの内容を充実させる追加提案を妨げるものではありません。</p>